

《開催日時》	平成29年1月27日（金）午後1時30分～
《場 所》	三和公民館 1階 会議室
《付議事項》	議案第1号「非農地証明申請について」 議案第2号「農地法第3条による許可申請について」 報告第1号「農地改良届出について」
《出席者》	農業委員 1番 美田 雅彦      2番 小川 玲子      3番 向 靖弘 4番 小坂 貢      5番 伊勢村 春行 7番 正木 正二      8番 井上 賢市      9番 圓道 タミ子 10番 立原 孝生      11番 大埜 益旨      12番 若林 宏明 13番 伊勢村 正治      14番 佐伯 知省 農地利用最適化推進委員 2番 田村 哲郎      3番 今井 正勝 4番 赤木 照章      5番 酒井 剛之      6番 三原 正義 8番 三町 秀美      9番 坂本 正文 10番 川上 恵      12番 山内 功雄 13番 中岡 拓馬      14番 小寺 寛治  事務局長 松本 真典 主任 堀井 徹  遅刻 なし
《欠席者》	6番 小里 千恵子
《開 会》	午後1時30分
松本事務局長	それでは定刻になりましたので、ただいまから平成28年度第11回目の神石高原町の農業委員会総会を開会いたします。 開会に当たりまして、会長のほうからご挨拶をお願いいたします。
《挨拶》 佐伯会長	(挨拶)



ます。

また、ほかの農地についても、平成8年から約20年以上耕作されておらず、先ほど報告された農地と同様で既に山林化しており、農地の復元は困難であると思われます。

報告を終わります。

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

非農地証明についての報告をいただきました。

ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

坂本正文推進委員

坂本といいます、ここ、利用状況が山林となっているのですが、写真を見たら木が立ってない、どちらかというと原野みたいな感じになるのですが、この場合はどういうふうに解釈されて山林とされているのでしょうか。木が立てば山林でわかりますが、枯れ野の場合であれば原野というふうになってくるのではと思うのですが、よろしくご指導をお願いします。

松本事務局長

済みません、私どもも事務局として一緒に同行いたしまして確認のほうをさせていただきました。実際、写真の方を見ていただいたら枯れ草のほうが大分目立つのですが、小さい木がそこら辺に生えていて、それが枯れ草に紛れて、もう状況的には原野というよりも山林に近い状態のほうが多く見られたということで、一応今回は山林ということで現状のほうは判断させていただいております。枯草ばかりが目立っているので、低い木等がなかなか見当たらないのですが、全体的には大きい木も数本生えているところもあったり、低い木しか生えてないところもあったりということで、混在をしているということで、全体的に山林という判断をさせていただいている状況でございます。

坂本委員

わかりました。

佐伯会長（議長）

ほかにごいませんか。

ないようでございますので、採決に移らせていただきます。

議案第1号、非農地証明の承認について、申請どおり許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

（全員賛成）

佐伯会長（議長）

ありがとうございます。

挙手全員でございます。よって、第1号議案、非農地証明願いについま



《報告第1号》

佐伯会長（議長）

続きまして、報告第1号「農地改良届出について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

松本事務局長

（事務局説明）

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

担当委員さんによる現地調査をお願いいたしております。

江草推進委員さんが今日は欠席でございますので、立原農業委員さんのほうからお願いいたします。

立原孝生委員

10番立原です。

今回の■■■■地区、本来は私井関大矢地区が担当ですけれども、申請者、■■■■になられている■■■■という方がおりまして、江草委員とともに現地の調査を行いました。

受け付け番号■■■■についてご報告させていただきます。

場所ですが、■■■■から■■■■の■■■■という場所にあります。

1月16日に、江草推進委員と私と■■■■であります■■■■さんの同行のもと、調査をしております。

届け出農地を確認しまして、現在飼料作物の水田として作付をされておるのですが、大型機械の搬入路がなく、昨年も随分苦勞されたと聞いております。今回この圃場整備を行って、また飼料作物の作付を行いたいということで確認をしまして、所有者の同意書も提出されておりますし、工事も5カ月以内、また盛り土高も1mを超えない範囲で行われるということなので問題ないと判断をいたしました。よろしく審議のほうお願いいたします。

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

ご報告をいただきました。

ご意見、ご質問ございましたらお願いをいたします。

坂本委員

教えてください。

資料の航空写真で斜線部分の赤いところでしてあるのですが、あれは何のためにしてあるのですか。お願いいたします。

佐伯会長（議長）

パトロールを行った段階で、要するに農地以外、B判定をした農地を赤

で表示をしております。もうあれで縛って、農地に復元させることも困難であると判定をされた農地というふうに受けとめていただければと思います。

松本事務局長

つけ加えまして、最初の今回の非農地承認申請のところで、先ほどご審議していただいたのが5ページのところなのですが、その中で私が既に農業委員さんによるB判定をしている農地ですと、説明をしたのがこの赤斜線だったわけです。ですから、これは既にうちの農家台帳の中でも一応そういう判定をしております、もう耕作放棄地ですよということで登録をされとる農地がそういうような網かけになつとる部分でございます。

坂本委員

そういうものを記載しないといけないのですか。今回の事案とは関係ないような気がするのですが、どうなのでしょう。ちょっとわからないので教えてください。

松本事務局長

先ほど言いました非農地証明のときにはどうしても判定が必要かと思うのですが、今回の届け出につきましては、確かに農地も違う農地のことでございますが、一応周りの状況等も考えて判断をする場合等もありますので、実はこの平面図のときには皆さんに隠すという理由もなく、こういうことで農地はこういう状況で判断をしとるということで網かけを残したままで添付のほうをさせていただいております。

佐伯会長（議長）

ほかにございませんか。

ないようでございますので、以上で終わらせていただきたいと思います。

この件につきましては、届け出でございますので採決の必要性はございませんので、届け出を受理したということで処理をさせていただきます。

以上で本日ご提案いたします内容については全て終了いたしました。

《閉 会》

午後2時05分